

勧誘・声かけ・説得

契約締結

撮影

公表

※事実行為も含まれる



1か月 [時期の規制]

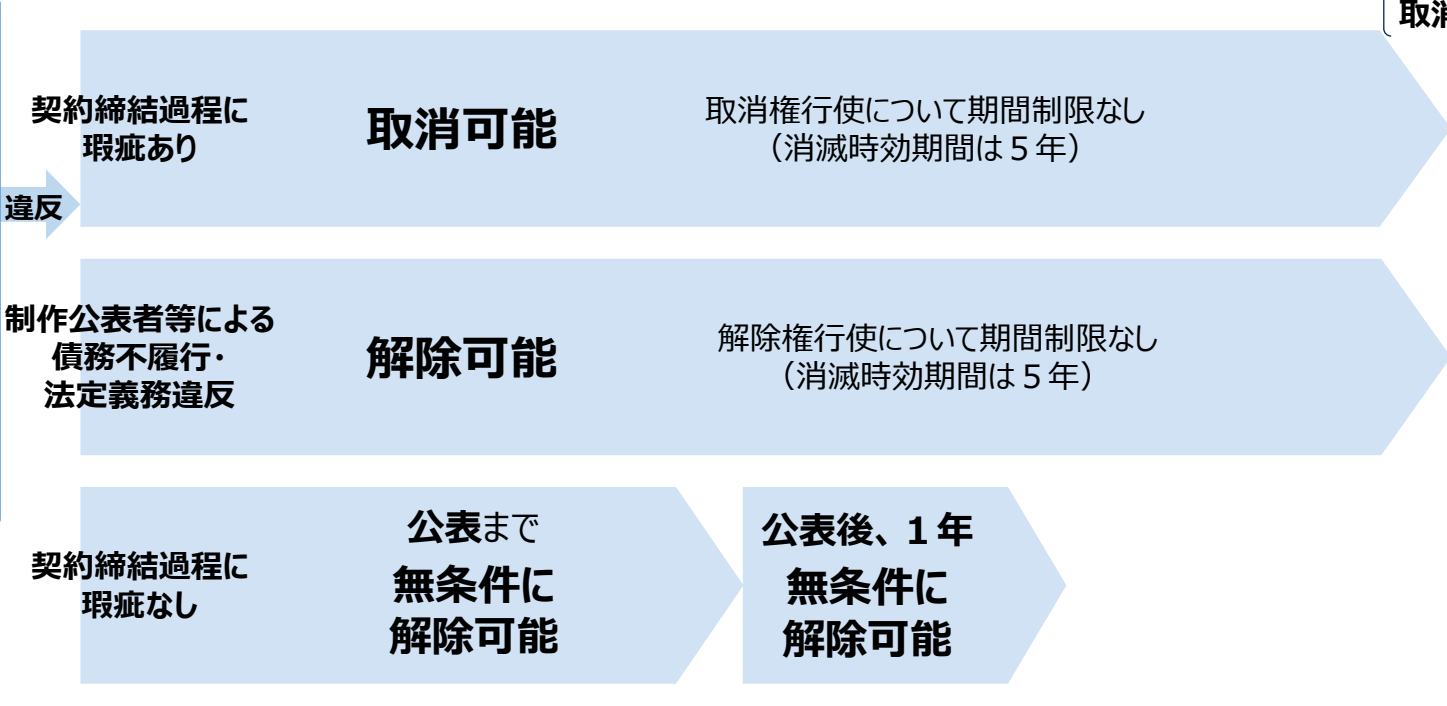
4か月 [時期の規制]

撮影の拒否 (性行為は拒否可能)

映像の確認

相 談 体 制

- 書面交付義務**
- 出演する作品がAVであること
 - 撮影の日時場所
 - 性行為に係る姿態の具体的内容
 - 相手方を特定できる情報
 - 作品の公表の具体的方法・期間
 - 公表を行う者を特定できる情報
 - 内閣府令で定める事項
- 説明義務**
- 上記の各項目
 - AVの撮影・公表、出演契約の解消に関するルールの内容
 - 顔の映像等により、出演者が特定される可能性があること
 - 相談窓口の名称、連絡先等
 - 内閣府令で定める事項



取消・解除後の対応

プロバイダ責任制限法の特例

映像がネット上に拡散することを防止するための
公表がされている場合の**差止請求権**

関連罰則

不実告知又は威迫・困惑行為をした場合：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
 契約書等交付義務違反・説明義務違反の場合：6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

検討条項：2年以内に見直し

経過措置 (2年間) → **公表後、2年無条件に解除可能**